

◎平成29年9月農業委員会議事録

開催日時 平成29年9月11日(月) 午前9時30分

開催場所 嘉島町役場3階中会議室

農業委員出席者 下田 司 高木勝美 森下丈夫 佐藤光志
岡 牧生 本田博士 中山 忍 森田義美
松永雄治 吉田二郎 林田 篤 山内秀一
友田 廣 岩永俊夫 榮 恵 村上卓也

農業委員欠席者 西岡敏春

事務局出席者 春日公和 篤岡潤一郎 甲斐ひとみ

1 開 会 春日事務局長

2 会長挨拶 下田会長

3 議事録署名人指名 下田議長
議事録署名人として、佐藤光志委員、榮恵委員を指名する。

4 議 事

- 1) 報告第11号 農地法第18条の合意解約について
- 2) 報告第12号 農地法第4条の届出について
- 3) 報告第13号 農地法第5条の届出について
- 4) 議案第22号 農地法第5条の許可申請について
- 5) 議案第23号 農用地利用集積計画承認申請について
- 6) その他

5 閉 会

○報告第11号 農地法第18条第6項の規定による報告について
議 長 それでは議事に入らせていただきます。

報告第11号農地法第18条第6項の規定による届出が2件あつ

議 長 ただいま説明がありました案件は、市街化区域の農地転用でございますので報告のみで終らせていただきます。

○議案第22号 農地法第5条の規定による許可申請について

議 長 続きまして議案第22号農地法第5条の規定による農地の転用許可申請が3件あっております。

まず、番号1について事務局より説明をお願いいたします。

事務局 ご説明いたします。議案書をご覧ください。

番号1。申請人。譲渡人。嘉島町大字上六嘉〇〇〇番地。〇〇〇〇。譲受人。熊本市中央区国府〇丁目〇〇番〇〇号〇〇〇〇〇〇〇〇一〇〇〇。〇〇〇〇。申請物件は大字上六嘉字鈴町〇〇〇〇一〇。台帳地目、畑。現況地目、開田。面積499㎡です。申請理由は個人住宅です。施設の概要は木造平屋建て1棟です。農用地区域でない旨の証明はあります。隣接同意書は不要です。資金証明書はあります。開発許可は申請中で見込みありです。地元委員は〇〇〇〇委員となっております。次のページをご覧ください。申請地は西村集落、東側に嘉島町児童公園の左側に申請地がございます。網掛けの部分でございます。1枚めくっていただきますと、字図を示しております。〇〇〇〇一〇の箇所でございます。次のページが、平面図を示しております。汚水と雨水に関しましては、左側の黒塗りの町道の側溝に流す予定でございます。

番号1については、以上でございます。

議 長 続きまして、地元委員であります、〇〇委員より報告をお願いします。

〇〇委員 はい。先日、事務局と現地を確認しましたのでその状況を報告します。

申請地は、西村集落の未整備農地ですが、嘉島中央土地改良区の甲種農地から連なる位置にあるため、第1種農地と思われれます。

営農上の支障についてですが、甲種農地集団の端部に位置していますので、支障はないものと考えます。

個人住宅ということで、周辺の土地利用の状況からも転用許可申請はだとうなものと思われれます。

委員の皆様のご慎重なるご審議をよろしくお願ひし、地元委員の説

明を終わります。

議長 続きまして、事務局より検討事項について説明をお願いします。

事務局 それでは、検討事項につきまして説明します。

農地区分につきましては、西村集落の未整備農地ですが、嘉島中央土地改良区の甲種農地に連たんしておりますので、第1種農地と判断します。

通常、第1種農地は転用することは出来ませんが、不許可の例外規定にあります集落に接続して設置される個人住宅に当たりますので許可要件を満たします。また、周辺に農地はありますが、日照、通風等営農上の支障もないものと思われま。

総合的に判断した結果、計画面積は500㎡未満であり、他への代替性もなく、申請は許可相当と判断します。

事務局からは以上です。

議長 ただ今、地元委員と事務局から詳しい説明が終わりましたが、この件について何かご意見、ご質問ございませんか。何もないければ承認でよろしいでしょうか。

委員 はい。(委員一同)

議長 ありがとうございます。それでは、承認とさせていただきます。続きまして、番号2の件について事務局の説明をお願いします。

事務局 はい。では、番号2につきまして説明をいたします。

申請人。貸人。嘉島町大字上六嘉〇〇〇番地。〇〇〇〇。借人。嘉島町大字上六嘉〇〇〇〇番地〇。〇〇〇〇。申請物件は大字上六嘉字鈴町〇〇〇〇ー〇。台帳地目、畑。現況地目、開田。面積は69㎡です。申請理由は駐車場です。農用地区域でない旨の証明書はあります。隣接同意書、資金証明書、開発許可は不要です。地元委員は〇〇〇〇委員です。

番号2につきましては以上でございます。

議長 続きまして、地元委員であります〇〇委員に報告をお願いします。

〇〇委員 はい。先日、事務局と現地を確認しましたので、その状況を報告します。

申請地は、先ほど説明いたしました近くの農地の一部になりますので、営農上の支障については先ほど申しました通りです。

農業用機械の駐車場として利用されるとのことで、居住地の近場であり土地利用からも転用許可申請は妥当なものと思われま

す。委員の皆様の慎重なるご審議をよろしくお願ひし、地元委員の説明を終わります。

議長 続きまして、事務局より検討事項について説明をお願いします。

事務局 はい。先ほど説明させていただきましたが、位置図と配置図がありますので、簡単に説明させていただきます。申請地につきましては、先ほどの〇〇〇〇様の物件の土地の一部でございます。分筆手続きはされた後でございます。次に字図があります。続いて平面図を示しております。一角農業用機械を保管する場所として、転用申請があつております。

はい。では、事務局の検討事項について説明します。

農地区分につきましては、西村集落の未整備農地ですが、嘉島中央土地改良区の甲種農地に連たんしておりますので、第1種農地と判断します。

通常、第1種農地は転用することは出来ませんが、不許可の例外規定にあります、申請地周辺に居住する者の生活上必要な施設で、集落に接続して設置されるものは許可の対象となります。

営農上の支障につきましては、周辺に農地はありますが、日照、通風等営農上の支障はないものと判断します。

総合的に判断した結果、他への代替性もなく、周辺農地への影響もないことから、申請は許可相当と判断します。

事務局からは以上です。

議長 委員、事務局より説明がございましたが、この件について何かご意見ご質問はございませんか。

それでは、承認でよろしいでしょうか。

委員 はい。(委員一同)

議 長 ありがとうございます。
それでは、承認とさせていただきます。
続きまして、番号3の件について事務局の説明をお願いします。

事務局 はい。では、番号3について説明いたします。
申請人。貸人。嘉島町大字上島〇〇〇〇番地。〇〇〇。借人。嘉島町大字上島〇〇〇〇番地。〇〇〇〇。申請物件は大字上島字蔵園〇〇〇〇。台帳地目、田。現況地目、田。面積は373㎡。申請理由は個人住宅です。施設の概要は木造2階建て1棟でございます。農用地でない旨の証明はあります。隣接同意書は不要です。資金証明書はあります。開発許可は申請中で見込みありです。地元委員は〇〇〇〇でございます。

1枚めくっていただきまして、位置図を示しております。右側に嘉島町役場がございまして、そこから西側が申請地でございます。次のページに字図を示しております。中央〇〇〇〇申請地と示しております。次、1枚めくっていただきまして、平面図を示しております。汚水に関しましては、下水道に流していただきます。雨水に関しましては、西側の町道の側溝に流していただくという計画になっております。

番号3については以上です。

議 長 次に、地元委員であります、私から報告をさせていただきます。
先日、事務局と現地を確認しましたので、その状況を報告します。
申請地は、嘉島町役場から500m以内に位置し、市街化が見込まれる区域内にある第2種農地と思われます。
申請地周辺に農地はありますが、日照、通風等営農上の支障はないものと考えます。
個人住宅ということで、周辺の土地利用の状況からも転用許可申請は妥当なものと思われます。
委員の皆様の慎重なるご審議をよろしくお願ひし、地元委員の説明を終わります。
続きまして、事務局より検討事項について説明をお願いします。

事務局 はい。それでは、検討事項について説明します。
申請地は、嘉島町役場から500m以内に位置し、市街化が見込まれる区域内にある第2種農地と判断します。

営農上の支障につきましては、農地集団とは北側・東側に水路、南側・西側に町道を挟んでいますので、日照、通風等営農上の支障はないものと判断いたします。

総合的に判断した結果、計画面積は500㎡未満であり、他への代替性もないことから、申請は許可相当と判断します。

事務局からは以上です。

議長 委員、事務局より説明が終わりましたが、この件について何かご意見ご質問はございませんか。

それでは、承認でよろしいでしょうか。

委員 はい。(委員一同)

議長 ありがとうございます。

それでは、承認とさせていただきます。

○議案第23号 農用地利用集積計画承認申請について

議長 続きまして、議案第23号農業経営基盤強化法第18条の規定による農用地利用集積計画書について承認申請が4件っております。

このうち、〇〇委員の案件がございますので、そちらから先に審議いたします。それでは、〇〇委員の退席を求めます。

(〇〇委員退室)

事務局より説明をお願いいたします。

事務局長 はい。それでは、〇〇委員の説明をいたします。議案書2ページをお開きください。2段目でございます。賃借権の設定で、5年でございます。現経営面積が149,895㎡。今回の新規の設定で、田が4,978㎡となっております。合計が154,873㎡となります。次に、4ページをご覧ください。利用権設定の個表でございます。〇〇委員と〇〇〇〇さん。全部で4筆ございます。合計面積が4,978㎡。すべて水田でございます。期間が5年間。10アール当りの賃借料が15,000円となっております。権利を有する方の同意も右側に付けてあります。

以上でございます。よろしく願いいたします。

議長 ただ今、詳しい説明がございましたが、何かご意見ご質問ござい

ますか。

何もないようでしたら、承認でよろしいでしょうか。

委員 はい。(委員一同)

議長 ありがとうございます。

それでは、承認とさせていただきます。

〇〇委員の入室を許可します。

(〇〇委員入室)

〇〇委員、承認されましたので、報告いたします。

〇〇委員 どうもありがとうございました。

議長 では、残りの案件につきまして、事務局より説明をお願いします。

事務局長 はい。それでは、残りの案件につきましてご説明いたします。

農業経営基盤強化促進法第13条第1項の規定による、農用地の利用関係の調整の結果、利用権設定等促進事業の実施が必要と認められたので、同法第13条第4項の規定により同法第18条第2項各号の事項を示して農用地利用集積計画を定めるべきことを町長に対し要請するものです。利用権の設定の計画が先ほどの分も含めまして、4件で9,339㎡で、そのうち、再設定が1件の1,547㎡です。

では、議案書の2ページの一覧表をご覧ください。まず、賃借権設定で期間は5年で、〇〇〇〇さんの利用権設定でございます。これは更新でございます。現経営面積は11,503㎡。今回は普通畑の1,547㎡。合計面積は変わらずでございます。一段とばしまして、次が、8年4か月。〇〇〇〇〇〇への利用権設定で、2件ございます。田の2,814㎡となっております。

では、次めくっていただいて、3ページでございます。〇〇〇〇さんと〇〇〇〇さんの利用権設定です。鯰無田1筆で、畑の1,547㎡。野菜で、5年間で賃借料が10アール当り米60KGとなっております。

続きまして、1枚とばしていただいて、5ページになります。〇〇〇〇〇〇と〇〇〇〇さんの利用権設定でございます。1筆ございまして、水田の1,018㎡。期間が8年4か月。賃借料が10ア

ール当りの10,000円でございます。

次のページでございます。6ページ。〇〇〇〇と〇〇〇〇さんの利用権設定でございます。下六嘉八反畑。田の1,796㎡。期間が8年4か月。10アール当りの賃借料が17,000円となっております。権利を有する方の同意も右側に付けております。

以上の計画要請の内容は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の要件であります、集積計画の内容が、町の基本構想に適合し、設定を受けた後において備える要件、農用地のすべてにおいて耕作の事業を行うこと。必要な農作業に常時従事すること。対象農地を効率的に利用して耕作を行うこと。権利者の2分の1以上の同意が得られているなどの要件を満たしております。

よろしくご審議お願いいたします。

議長 ただいま、詳しい説明がございましたが、何かご意見ご質問などございますか。

何もないようでしたら承認でよろしいでしょうか。

委員 はい。(委員一同)

議長 ありがとうございます。それでは、承認とさせていただきます。本日提案されました案件は、すべて終了いたしました。続きまして、その他となっておりますが、委員の皆様から何かございますか。何もないければ、事務局から何かございますか。

事務局 次回の農業委員会ですが、10月10日の火曜日の連休明けになります。9時から大丈夫でしょうか。

委員 はい。(委員一同)

事務局 では、10月10日の9時からでよろしく申し上げます。

議長 それでは、本日の農業委員会を閉会いたします。皆様の慎重なる審議、ありがとうございました。

前記のとおり会議次第を記録し、これを証するため署名する。

平成29年9月11日

会 長 下 田 司

委 員 佐 藤 光 志

委 員 榮 恵